コロナウイルス感染拡大防止対策強化指針

1 職員の行動指針

<衛生·健康管理>

- ○日頃から こまめなうがい・手洗いなど、感染予防を今まで以上に徹底すること。
- ○検温を習慣化し、出勤前には自宅で検温し、平熱より概ね1°以上高い場合、自宅を出る前に所属長等に連絡し、指示を仰いでください。
- ○規則正しい生活(睡眠・食事等)を心掛け、自身の免疫力を高めましょう。

<職場での行動>

- 職場への出入りの際の手洗い・うがいを徹底してください。 特に風邪症状(咳、鼻水等)のある方については施設内外を問わず、マスクを着用しましょう。
- 勤務中、基本的にはマスクを着用してください。
- 休憩時には職員が向かいあわないようにし、3密にならないよう、換気や人と 人との距離に気を付けましょう。

<職場外での行動>

- 「3つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い、うがい、 手指消毒の徹底」などの「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努めましょ う。
- 毎日の自分の行動歴(いつ、どこで、だれと、なにを)を管理しましょう。
- 県外へ移動する場合や県外から家族等が帰省、訪問がある場合には、所属長に報告してください。また、当該地域の状況をよく確認し、特に感染者が多く出ていて感染のリスクが高いと思われる地域への移動や、帰省等の場合には、緊急性(いましかない)、代替性(これしかない)、必要性(やるしかない)などを考慮して慎重に行動してください。
- <u>感染のリスクが高いと思われる地域へ移動は見合わせること。</u> やむをえず移動した職員は、帰宅翌日より 1 週間自宅待機とします。(待機期間は、休業手当で対応 ※平均賃金の100分の60)ただし、日帰りであり、地域の方との会食や濃厚接触を伴わない場合にはその限りではありませんが、その際においても十分な感染予防対策を講じ行動してください。
- 感染のリスクが高いと思われる地域からの移動者との濃厚接触が避けられない職員は、上記同様の期間自宅待機とします。もし帰省されたときには、おおむね2週間前からの体調について確認し、帰省後も体調管理を続けてください。ただし、同居家族の日帰りの出張や、通勤、通学等の場合にはその限りではありませんが、その場合においても、必ず事前に所属長に相談すること。

- 移動先(移動元)の地域(市区町村単位)の状況(クラスターが発生しているなど)によっては職員に自宅待機を求めることがあります。 不安な点等がある場合は、必ず所属長へ相談し指示を仰いでください。
- 自宅待機の対象となる移動等の場合、医療機関等で実施する PCR 検査又は抗原定量検査を受け、陰性が確認されれば自宅待機は求めません。(本人又は同居家族の移動がある場合には、帰宅日より5日経過後に検査を実施のこと)自宅待機の対象となる移動等ある場合には、PCR 検査又は抗原定量検査を受けてください。
- 子供の学校行事や部活等の活動に参加される場合には、行政や各団体から示されているガイドラインに沿って十分な感染予防対策を講じたうえで参加してください。
- 不特定多数の方が集まるようなイベントや集会への参加、ライブハウスや接待を伴うバー、 大勢での会食など「3つの密」を回避できない施設への出入りは、原則自粛とします。
- 身近なところで感染者または感染者の濃厚接触者が出た場合は、直ちに所属 長へ連絡してください。

2 法人・施設の取組指針

く会議・集会等>

- 施設内で行う業務上必要な会議については、短時間で効率的に行えるよう留意してください。
- 適宜換気する、座席の間隔を空けるなど、「三つの密(密閉・密集・密接)」に 当たらないように配慮しましょう。
- 出張等、外部の会議等については、参加の是非を所属長と相談すること。また、参加する際は十分な感染対策を講じること。

<福利厚生>

- 国及び自治体の公的機関の方針により、職員の勤務形態変更や休業等が発生 する場合は、原則対応し特別措置といたします。
- 通常の体調不良等で休んだ場合は、インフルエンザ感染症と同様、年休対応 とします。

※感染のリスクが高いと思われる地域

移動の事実があった日、またはその前日における時点での現在感染者数が200人を超 えている地域(都道府県)及びまん延防止等重点措置の適応されている地域

(令和3年4月5日一部改正)